

読書活動の推進，学校図書館充実のための施策

1 読書活動，学校図書館関係法令等

● 学校図書館法 (改正 平成26年法律第93号)

第1条 (この法律の目的)

この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において「学校図書館」とは、小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

第3条 (設置義務)

学校には、学校図書館を設けなければならない。

第4条 (学校図書館の運営)

学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

第5条 (司書教諭)

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かななければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第6条 (学校司書)

学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条 (設置者の任務)

学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

第8条 (国の任務)

国は、第6条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

● 学校図書館司書教諭講習規程 (改正 平成19年文部科学省令5号)

第2条 (受講資格)

講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

第3条 (履修すべき科目及び単位)

司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

- 2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

● 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令 (平成9年政令第189号)

● 学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (平成9年文部省初等中等教育局長通知)

● 子ども読書年に関する決議 (平成11年8月10日衆議院本会議にて決議)

● 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年法律第154号)

第1条 (目的)

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条 (基本理念)

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第8条 (子ども読書活動推進基本計画)

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

第10条 (子ども読書の日)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

● 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(平成13年11月28日衆議院文部科学委員会)

● 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画について

(平成14年8月2日閣議決定)

● 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）（平成20年3月11日閣議決定）

《家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供》

- 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- 図書館等でお話し会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
- 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立

《図書資料の整備などの諸条件の整備・充実》

- 図書館や公民館図書室など地域における図書環境の整備
- 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置）
- 学校図書館の情報化の推進
- 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

《学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進》

- 図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力。地域の推進体制の整備等

《社会的気運醸成のための普及・啓発》

- 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

- 文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年2月）
自ら本に手を伸ばす子どもを育てることが最も大きな目標であり、この達成のためには、「国語教育」と「読書活動」が2つの柱となる。

- 文字・活字文化振興法成立（平成17年7月）
図書館の充実や学校教育での「言語力」の養成

第8条（学校教育における言語力の涵養）

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 学習指導要領における「読書活動」・「学校図書館」に関する取扱い

小学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）

- 第1章 総則（指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項）
- 第2章 各教科（国語・社会）
- 第5章 総合的な学習の時間
- 第6章 特別活動

小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年8月 文部科学省

10 学校図書館の利活用（第1章第4の2（10））

(10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるも

のとして図書，その他学校教育に必要な資料やソフトウェア，コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに，ゆとりのある快適なスペースの確保，校内での協力体制，運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって，児童や教師の利用に供することによって，学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに児童の自主的，主体的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科等を通じて児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも，読書は，児童の知的活動を増進し，人間形成や情操を養う上で重要であり，児童の望ましい読書習慣の形成を図るため，学校の教育活動全体を通じ，多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って，各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。各教科等においても，国語科，社会科及び総合的な学習の時間で学校図書館を活用することを示すとともに，特別活動の学級活動で学校図書館の利用を指導事項として示している。また，コンピュータや情報通信ネットワークの活用により，学校図書館と公共図書館との連携も一層進めやすくなっている。

また，保護者や地域社会の人々との連携協力を進め，学校図書館が地域に開かれたものになり，人々の生涯学習に貢献することも大切である。

小学校学習指導要領 国語 平成20年3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」，「B書くこと」，「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については，相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに，それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際，学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また，児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については，読書意欲を高め，日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに，他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては，本の題名や種類などに注目したり，索引を利用して検索をしたりするなどにより，必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお，児童の読む図書については，人間形成のため幅広く，偏りがないように配慮して選定すること。

小学校学習指導要領 社会 平成20年3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (3) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また，第4学年以降においては，教科用図書「地図」を活用すること。

小学校学習指導要領 総合的な学習の時間 平成20年3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

小学校学習指導要領 特別活動 平成20年3月 文部科学省

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔共通事項〕(2)

オ 学校図書館の利用

中学校学習指導要領 (平成20年3月文部科学省告示)

- 第1章 総則 (指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項)
- 第2章 各教科 (国語・美術)
- 第4章 総合的な学習の時間
- 第5章 特別活動

中学校学習指導要領解説 総則編 平成20年 9月 文部科学省

11 学校図書館の利活用（第1章第4の2（11））

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして図書、その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに生徒の自主的、主体的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。各教科等においても、国語科、美術科及び総合的な学習の時間で学校図書館を利活用することを示すとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用を指導事項として示している。また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公共図書館との連携も一層進めやすくなっている。

また、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになり、人々の生涯学習に貢献することも大切である。

中学校学習指導要領 国語 平成20年 3月 文部科学省

〔第2学年〕2 内容 C 読むこと

(2) ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

中学校学習指導要領 美術 平成20年 3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

中学校学習指導要領 総合的な学習の時間 平成20年 3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

中学校学習指導要領 特別活動 平成20年 3月 文部科学省

2 内容

(3) イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示）

- 第1章 総則（教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項）
- 第2章 各教科（国語・芸術）
- 第4章 総合的な学習の時間
- 第5章 特別活動

高等学校学習指導要領解説 総則編 平成21年11月 文部科学省

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(11) 学校図書館の利活用（第1章第5款の5の(11)）

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって行い、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに生徒の主体的、自律的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科を通じて生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。

このような観点に立って、各教科・科目等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。例えば、国語科や芸術科における各科目にわたる内容の取扱いとして、学校図書館を活用することを示す（第2章第1節第3款の(2)、第7節第3款の2の(1)）とともに、特別活動のホームルーム活動では学校図書館の利用を指導事項として示している。そのほか、地理歴史科や公民科における各科目にわたる内容の取扱いでは、各種の統計、年鑑白書、画像、新聞、読み物、地図その他の資料を収集・選択し、それらを読み取り解釈することを定め、また、理科では「探究活動」を行うこととしているほか、「理科課題研究」という科目も新設されている。さらに、総合的な学習の時間では、調査・研究をはじめとする問題解決的な学習を重視している。また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公共図書館等との連携も一層進めやすくなり、より活発な調査・研究や探究活動を推進することにもつながる。

また、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになり、人々の生涯学習に貢献することも大切である。

高等学校学習指導要領 国語 平成21年3月 文部科学省

現代文A 2 内容

(2) ウ 図書館を利用して同じ作者や同じテーマの文章を読み比べ、それについて話し合ったり批評したりすること。

※「図書館を利用」するは、読み比べをするための文章を、学校図書館や地域の図書館などの機能を活用して、幅広く入手することを示している。（高等学校学習指導要領解説国語編より）

古典A 2 内容

(2) ウ 図書館を利用して古典などを読み比べ、そこに描かれた人物、情景、心情などについて、感じたことや考えたことを文章にまとめたり話し合ったりすること。

※「図書館を利用」するは、「現代文A」の内容の(2)のウの解説でも述べているように、幅広く、読み比べるための文章を探すことを示している。（高等学校学習指導要領解説国語編より）

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにすること。

※「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る」とは、国語の各科目の指導と評価の計画の中に学校図書館の利用や活用を明確に位置付け、意図的、計画的に学校図書館を用いた指導を行うことである。

学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められ、一定規模以上の高等学校においては図書館資料の利用などに関して専門的な知識を有する司書教諭が配置されている。そこで、読書及び情報の活用の両面について、司書教諭などと連携して適切な指導をする必要がある。

「読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成する」の「読書」とは、文学的な文章のみならず幅広い分野にわたって本や文章を読むこと、様々な学習活動の中で必要な本や文章を読んだり調べたりすることを指す。幅広く読書しようという意欲を喚起するためには、学校図書館にある図書資料を利用するだけでなく、学校図書館にない図書資料がどこにあるかをインターネットで検索して、図書資料の豊かさを実感させたり、生徒のそれまでの読書生活を踏まえ、読む分野に偏りが無いよう適切な図書を推薦したりすることなどの指導の工夫をする必要がある。

「情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高める」とは、課題を解決するために必要な情報を検索、収集し活用する能力を一層養うことである。その際、学校図書館の図書資料などから必要な情報を入手するだけでなく、必要に応じて、連携している地域の図書館などを利用したり、学校図書館に設置されたコンピュータでインターネットを利用したりすることなども、学校図書館のもつ機能を活用することであると認識する必要がある。

(高等学校学習指導要領解説国語編より)

高等学校学習指導要領 芸術 平成21年3月 文部科学省

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

高等学校学習指導要領解説 芸術編 平成21年12月 文部科学省

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成と内容の取扱いについての事項

各科目の表現や鑑賞の学習では、適切な資料や情報を提示することによって、生徒の発想や意欲を刺激し、効果的な学習を深めることができる。このためには、学校の実態に応じて学校図書館や視聴覚教室などの活用を図ることが大切であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かし、生徒の興味・関心を一層喚起するなど、指導計画を工夫する必要がある。

高等学校学習指導要領 芸術（音楽） 平成21年3月 文部科学省

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

高等学校学習指導要領 芸術（美術） 平成21年3月 文部科学省

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

高等学校学習指導要領 総合的な学習の時間 平成21年3月 文部科学省

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会

教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 平成21年12月 文部科学省

第10章 総合的な学習の時間を推進するための体制づくり

4 環境整備

学習の中で疑問が生じたとき，身近なところで必要な情報を収集し活用できる環境を整えておくことは，問題の解決や探究活動に主体的に取り組んだり，学習意欲を高めたりする上で大切な条件であり，その意味からも学校図書館は読書センターや学習・情報センターとしての機能を担う中核的な施設である。

そのため，学校図書館には，総合的な学習の時間で取り上げるテーマや生徒の追究する課題に対応して，関係図書を豊富に整備する必要がある。学校図書館だけでは蔵書に限りがあるため，外部の論文検索システム等のデータベースへのアクセス権を取得することや外部の公立図書館との連携を構築することも大切である。自治体の中には，公立図書館が便宜を図り，学校での学習状況に応じた図書の拡充を行っているところや，学校が求める図書を定期的に配送するシステムをとっているところもある。学校図書館は地域と一体となって学習・情報センターとしての機能を高めたい。

学校図書館では，生徒が必要な図書を見付けやすいように日ごろから図書を整理したり，コンピュータで蔵書管理したりすることも有効である。図書館担当は，学校図書館の物的環境の整備を担うだけでなく，参考図書の活用にかかわって生徒の相談に乗ったり必要な情報提供をしたりするなど，生徒の学習を支援する上での重要な役割が期待される。教師は全体計画及び年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け，授業で活用する際にも図書館担当と十分打合せを行っておく必要がある。

一方，総合的な学習の時間において生徒が作成した発表資料や論文集，進路に関する資料などを，学校図書館等で蓄積し閲覧できるようにしておくことも，生徒が学習の見通しをもつ上で参考になるだけでなく，優れた実践を学校よき伝統や校風の一つとしていく上で有効である。

なお，高等学校の図書館の蔵書数は，小・中学校と比較して格段に多く，地域に関する資料等も豊富であることが多い。その意味からも，高等学校の図書館は，地域の小・中学校が積極的に活用できるよう開かれた図書館であることも大切である。

高等学校学習指導要領 特別活動 平成21年3月 文部科学省

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 ホームルーム活動の内容 (3) 学業と進路

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

高等学校学習指導要領解説 特別活動編 平成21年12月 文部科学省

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第1節 ホームルーム活動

2 ホームルーム活動の内容 (3) 学業と進路 イ

学校生活の根幹に関わる学業上の問題について，生徒が，学び方を学び，勉強することの楽しさを実感したり，自分にふさわしい学習方法を見出し，学習の悩みを克服するなどして，学習に意欲をもって取り組むよう，また，学校図書館を積極的に活用するよう，内容を上げる。

(中略)

具体的には，学習意欲と学習習慣，自ら学ぶ意義や方法などについて題材を設定し，教科担任の教師との連携の下で，生徒が主体的，意欲的に取り組むことができた教科・科目等の学習などについて，その学習過程を振り返りながら，主体的，意欲的に取り組むことができた理由やそこから学ぶことができた事柄などについて話し合う活動の展開などが考えられる。その際，自主的な学習を深める場としての学校図書館等の役割に目を向け，積極的に活用する態度を養うことも大切である。